

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、翌日
がとどまる)
の翌日

目 次

◇告 示 平成五年度鳥取県一般会計補正予算等 (財政課)
平成六年度鳥取県一般会計予算等 (シ)

告 示

鳥取県告示第四百八号

- 平成六年三月定例県議会で三月十五日議決された
- 平成五年度鳥取県一般会計補正予算
- 平成五年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 平成五年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算
- 平成五年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- 平成五年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 平成五年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 平成五年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算
- 平成五年度鳥取県営林事業特別会計補正予算
- 平成五年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算
- 平成五年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

- 平成五年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計補正予算
 - 平成五年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
 - 平成五年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算
 - 平成五年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算
 - 平成五年度鳥取県管電気事業会計補正予算
 - 平成五年度鳥取県管工業用水道事業会計補正予算
 - 平成五年度鳥取県管埋立事業会計補正予算
 - 平成五年度鳥取県管病院事業会計補正予算
- は、次のとおりである。

平成六年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年度鳥取県一般会計補正予算

平成五年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,904,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ425,237,230千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
- (継続費の補正)
- 第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。
- (繰越明許費)
- 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。
- (債務負担行為の補正)
- 第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)
第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1 県 税	1 県 民 税	47,541,700	648,339	48,190,039
		14,645,817	863,483	15,509,300
		13,525,798	△ 417,233	13,108,565
		2,223,202	△ 132,732	2,090,470
		1,584,855	25,006	1,609,861
		431,795	△ 10,354	421,441
		830,007	24,780	854,787
		6,424,372	23,977	6,448,349
		1,427	△ 176	1,251
		14,893	416	15,309
		2,302,428	77,130	2,379,558
		5,545,842	193,985	5,739,827
		10,682	205	10,887
582	△ 148	434		
3 地方交付税	1 地方交付税	128,693,750	6,866,766	135,560,516
		128,693,750	6,866,766	135,560,516
5 分担金及び負担金	2 負 担 金	5,023,460	686,841	5,710,301
		670,158	117,157	787,315
		4,353,302	569,684	4,922,986
		5,655,414	△ 36,539	5,618,875
		4,424,092	△ 75,644	4,348,448
		1,231,322	39,105	1,270,427
		92,459,780	23,983,416	116,443,196
		22,796,939	△ 1,149,187	21,647,752
		68,328,880	25,189,723	93,518,603
		1,333,961	△ 57,120	1,276,841
		4,649,530	△ 154,684	4,494,846
		2,665,175	△ 82,020	2,583,155
1,984,355	△ 72,664	1,911,691		
9 寄 附 金	1 寄 附 金	75,061	△ 21,500	53,561
		75,061	△ 21,500	53,561
10 繰 入 金	1 特別会計繰入金	11,537,786	△ 9,622,445	1,915,341
		702,179	182,292	884,471
12 諸 収 入	2 基金繰入金	10,835,607	△ 9,804,737	1,030,870
		52,247,281	△ 3,835,811	48,411,470
7 国庫支出金	1 国庫負担金	22,796,939	△ 1,149,187	21,647,752
		68,328,880	25,189,723	93,518,603
		1,333,961	△ 57,120	1,276,841
		4,649,530	△ 154,684	4,494,846
		2,665,175	△ 82,020	2,583,155
		1,984,355	△ 72,664	1,911,691
		75,061	△ 21,500	53,561
		75,061	△ 21,500	53,561
		11,537,786	△ 9,622,445	1,915,341
		702,179	182,292	884,471
		10,835,607	△ 9,804,737	1,030,870
		52,247,281	△ 3,835,811	48,411,470
6 使用料及び手数料	1 使 用 料	5,655,414	△ 36,539	5,618,875
		4,424,092	△ 75,644	4,348,448
		1,231,322	39,105	1,270,427
		92,459,780	23,983,416	116,443,196
		22,796,939	△ 1,149,187	21,647,752
		68,328,880	25,189,723	93,518,603
		1,333,961	△ 57,120	1,276,841
		4,649,530	△ 154,684	4,494,846
		2,665,175	△ 82,020	2,583,155
		1,984,355	△ 72,664	1,911,691
		75,061	△ 21,500	53,561
		75,061	△ 21,500	53,561
8 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	2,665,175	△ 82,020	2,583,155
		1,984,355	△ 72,664	1,911,691
		75,061	△ 21,500	53,561
		75,061	△ 21,500	53,561
		11,537,786	△ 9,622,445	1,915,341
		702,179	182,292	884,471
		10,835,607	△ 9,804,737	1,030,870
		52,247,281	△ 3,835,811	48,411,470
		2,665,175	△ 82,020	2,583,155
		1,984,355	△ 72,664	1,911,691
		75,061	△ 21,500	53,561
		75,061	△ 21,500	53,561
9 寄 附 金	2 財 産 売 払 収 入	1,984,355	△ 72,664	1,911,691
		75,061	△ 21,500	53,561
		75,061	△ 21,500	53,561
		11,537,786	△ 9,622,445	1,915,341
		702,179	182,292	884,471
		10,835,607	△ 9,804,737	1,030,870
		52,247,281	△ 3,835,811	48,411,470
		2,665,175	△ 82,020	2,583,155
		1,984,355	△ 72,664	1,911,691
		75,061	△ 21,500	53,561
		75,061	△ 21,500	53,561
		10 繰 入 金	1 特別会計繰入金	11,537,786
702,179	182,292			884,471
10,835,607	△ 9,804,737			1,030,870
52,247,281	△ 3,835,811			48,411,470
2,665,175	△ 82,020			2,583,155
1,984,355	△ 72,664			1,911,691
75,061	△ 21,500			53,561
75,061	△ 21,500			53,561
11,537,786	△ 9,622,445			1,915,341
702,179	182,292			884,471
10,835,607	△ 9,804,737			1,030,870
52,247,281	△ 3,835,811			48,411,470
11 軽 油 引 取 税	1 地 方 交 付 税	5,545,842	193,985	5,739,827
		10,682	205	10,887
		582	△ 148	434
		128,693,750	6,866,766	135,560,516
		128,693,750	6,866,766	135,560,516
		14,645,817	863,483	15,509,300
		13,525,798	△ 417,233	13,108,565
		2,223,202	△ 132,732	2,090,470
		1,584,855	25,006	1,609,861
		431,795	△ 10,354	421,441
		830,007	24,780	854,787
		6,424,372	23,977	6,448,349
1,427	△ 176	1,251		
14,893	416	15,309		
2,302,428	77,130	2,379,558		
5,545,842	193,985	5,739,827		
10,682	205	10,887		
582	△ 148	434		
3 地方交付税	1 地方交付税	128,693,750	6,866,766	135,560,516
		128,693,750	6,866,766	135,560,516

13 県 債	債	1 延滞金、加算金及び過料	100,545	56,318	156,863
		3 公営企業貸付金元利収入	1,597,628	△ 40,000	1,557,628
		4 貸付金元利収入	40,617,629	△ 3,922,112	36,695,517
		5 受託事業収入	2,452,064	171,882	2,623,946
		6 収益事業収入	1,522,526	△ 14,192	1,508,334
		8 雑 入	4,559,312	△ 87,707	4,471,605
		1 県 債	42,133,237	8,389,999	50,523,236
		1 県 債	42,133,237	8,389,999	50,523,236
歳 入	合計	398,332,848	26,904,382	425,237,230	

1 議 会 費	費	1 議 会 費	補正前の額	補 正 額	計	
			千円	千円	千円	
			1,063,270	△ 33,603	1,029,667	
2 総 務 費	費	1 議 会 費	25,640,211	1,493,419	27,133,630	
			1 総 務 管 理 費	14,071,821	2,716,378	16,788,199
			2 企 画 費	7,432,191	△ 1,054,241	6,377,950
			3 徴 税 費	2,042,352	△ 41,815	2,000,537
			4 市 町 村 振 興 費	816,647	△ 47,840	768,807
5 選 挙 費	費	5 選 挙 費	364,648	△ 46,032	318,616	

3 民 生 費	費	6 防 災 費	310,546	△ 28,905	281,641
		7 統 計 調 査 費	346,626	789	347,415
		8 人 事 委 員 会 費	124,306	△ 4,915	119,391
		1 社 会 福 祉 費	26,348,862	△ 603,201	25,745,661
		2 児 童 福 祉 費	16,839,504	△ 340,898	16,498,606
		3 生 活 保 護 費	7,404,297	△ 38,064	7,366,233
		4 災 害 救 助 費	2,096,521	△ 223,811	1,872,710
		4 衛 生 費	8,540	△ 428	8,112
4 衛 生 費	費	1 公 衆 衛 生 費	12,827,973	△ 440,188	12,387,785
		2 環 境 衛 生 費	3,394,257	△ 107,568	3,286,689
		3 保 健 所 費	1,506,211	△ 46,540	1,459,671
		4 医 薬 費	1,747,756	△ 10,621	1,737,135
5 労 働 費	費	4 医 薬 費	6,179,749	△ 275,459	5,904,290
		1 労 働 費	1,378,965	△ 135,261	1,243,704
		2 職 業 訓 練 費	527,368	△ 51,931	475,437
6 農 林 水 産 業 費	費	3 労 働 委 員 会 費	734,249	△ 81,706	652,543
		1 農 業 費	117,348	△ 1,624	115,724
6 農 林 水 産 業 費	費	6 農 林 水 産 業 費	66,882,029	7,999,853	74,881,882
		1 農 業 費	12,922,704	446,699	13,369,403

7 商 工 費	2 畜 産 業 費	2,554,928	△ 57,014	2,497,914
	3 農 地 費	28,838,030	4,801,218	33,639,248
	4 林 業 費	15,593,880	1,631,439	17,225,319
	5 水 産 業 費	6,972,487	1,177,511	8,149,998
		41,567,529	△ 4,412,354	37,155,175
1 商 業 費		16,340,442	△ 902,606	15,437,836
	2 工 鉱 業 費	24,712,582	△ 3,510,966	21,201,616
	3 観 光 費	514,505	1,218	515,723
8 土 木 費		102,171,650	10,338,882	112,510,532
	1 土 木 管 理 費	2,899,095	△ 315,536	2,583,559
	2 道 路 橋 り よ う 費	48,103,389	5,386,839	53,490,228
	3 河 川 海 岸 費	24,685,643	3,363,520	28,049,163
	4 港 湾 費	7,184,660	586,623	7,771,283
	5 都 市 計 画 費	14,145,374	1,230,709	15,376,083
9 警 察 費	6 住 宅 費	5,153,489	86,727	5,240,216
		15,678,797	△ 142,895	15,535,902
	1 警 察 管 理 費	13,953,791	△ 163,215	13,790,576
10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	1,725,006	20,320	1,745,326
		64,643,768	△ 951,777	63,691,991
11 災 害 復 旧 費	1 教 育 総 務 費	4,063,472	△ 60,553	4,002,919
	2 小 学 校 費	22,184,539	74,800	22,259,339
	3 中 学 校 費	12,379,369	△ 322,007	12,057,362
	4 高 等 学 校 費	18,797,955	△ 526,459	18,271,496
	5 特 殊 学 校 費	3,737,957	△ 82,126	3,655,831
	6 社 会 教 育 費	2,136,754	△ 9,478	2,127,276
	7 保 健 体 育 費	1,343,722	△ 25,954	1,317,768
12 公 債 費		5,891,568	△ 1,868,534	4,023,034
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,395,832	△ 810,149	1,585,683
13 諸 支 出 金	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,495,736	△ 1,058,385	2,437,351
	1 公 債 費	29,641,101	14,486,295	44,127,396
	1 公 管 企 業 支 出 金	1,200,000	480,000	1,680,000
	2 利 子 割 交 付 金	1,265,062	624,636	1,889,698
	3 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	302,257	△ 6,970	295,287
	4 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	166,002	10,751	176,753
歳 出 合 計	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,531,115	70,342	1,601,457
	6 利 子 割 精 算 金	32,689	△ 5,013	27,676
		398,332,848	26,904,382	425,237,230

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額 千円	年度 年割額 千円	総額 千円	年度 年割額 千円
8 土木費	4 港湾費	鳥取空港国際線ターミナルビル整備事業費	2,030,000	6 1,566,000	2,621,700	6 1,944,000
				7 0		7 603,900
10 教育費	4 高等学校費	倉吉工業高等学校整備費	1,495,910	4 580,200	1,494,558	4 580,200
				5 915,710		5 914,358

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額	
			千円	円
2 総務費	2 企画費	景観対策事業費	15,360	
		同和事業費	43,400	
		施設福祉推進費	343,735	
		障害者福祉センター厚和寮費	4,412	
		障害者福祉センター友愛寮費	2,423	
		三津白寿苑費	61,361	
		巖城はごろも苑費	12,975	
		鹿野かちみ園費	21,841	
		白兔はまなす園費	2,345	
		敗体不自由児施設費	2,326	
3 民生費	1 社会福祉費	児童福祉費		
		2 児童福祉費		

4 衛生費

費	費	費	金額
6 農林水産業費	1 環境衛生費	公園等施設整備事業費	258,112
		地域改善対策事業費	39,687
		第三期山村振興農林漁業対策事業費	53,783
		新山村振興農林漁業対策事業費	223,086
		中山間集落機能強化等促進事業費	13,010
		農村地域定住促進対策事業費	170,870
		農山漁村活性化定住圏等創出事業費	292,482
		農村地域農業構造改善事業費	133,150
		土地利用型農業確立農業構造改善事業費	440,717
		需要創造型農業推進農業構造改善事業費	68,227
		地域資源整備活用農業構造改善事業費	6,243
		効用促進農業構造改善事業費	645,248
		冷害地域等緊急整備農業構造改善事業費	341,866
		先進的農業生産総合推進費	350,022
	2 畜産業費	公社営畜産基地建設事業費	74,684
		県営かんがい排水事業費	69,682
	3 農地費	県営畑地帯総合土地改良事業費	118,314
		揮発油税財源身替農道整備事業費	143,762
		広域営農団地農道整備事業費	1,629,474

県営一般農道整備事業費	63,600	4 林 業 費	林業山村活性化林業構造改善事業費	623,866
団体営農道整備事業費	62,974		新林業構造改善事業費	64,715
県単土地改良事業費	722,018		林産振興費	109,810
ふるさと農道緊急整備事業費	45,273		森林保全総合対策事業費	13,149
県営ほ場整備事業費	313,354		林道開設事業費	616,005
県営土地改良総合整備事業費	377,872		林道改良事業費	77,878
土地改良総合整備事業費	86,753		林業地域総合整備事業費	399,792
県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	216,552		緑のふれあい空間整備事業費	61,672
農村総合整備モデル事業費	495,708		ふるさと林道緊急整備事業費	207,289
農村基盤総合整備事業費	55,664		一般治山事業費	983,524
中山間地域農村活性化総合整備事業費	205,309		地すべり防止事業費	58,918
集落環境整備事業費	112,277		基本地域沿岸漁業構造改善事業費	15,545
農業集落排水事業費	1,485,293		サザエ種苗生産施設整備事業費	150,613
農業集落排水施設整備受託事業費	399,774		漁港修築事業費	311,000
県営農地開発事業費	74,200	漁港改修事業費	385,200	
開拓地整備事業費	34,980	漁港局部改良事業費	28,000	
農林地一休開発整備費 パイロット事業費	7,776	漁業集落環境整備事業費	13,000	
県営ため池等整備事業費	41,188	漁港環境整備事業費	20,000	
県営地すべり対策事業費	74,556	海岸保全事業費	20,000	
		5 水 産 業 費		

8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	海岸環境整備事業費	43,800
		漁港関係事業助成費	3,837
		海城開発基幹事業費	220,000
		地先型増殖場造成事業費	36,000
		道路補修事業費	1,025,800
		積雪寒冷対策道路事業費	221,400
		緊急地方道路整備事業費	24,900
		日本電信電話等受託事業費	6,400
		道路改良事業費	3,375,515
		舗装新設事業費	328,200
		緊急地方道路整備事業費	320,000
		日本電信電話等受託事業費	19,300
		地域福祉推進特別対策事業費	87,600
ふるさとづくり事業費	95,150		
地方特定道路整備事業費	303,700		
単県道路改良事業費	23,900		
橋りょう整備事業費	307,000		
緊急地方道路整備事業費	72,200		
3 河 川 海 岸 費	砂防維持修繕費	35,200	
4 港 湾 費	ふるさとづくり事業費	171,900	
	河川改良事業費	853,700	
	河川局部改良事業費	187,020	
	河川環境整備事業費	26,610	
	河川修繕費	11,910	
	救急内水対策事業費	26,700	
	地域福祉推進特別対策事業費	53,000	
	ふるさとづくり事業費	170,100	
	地方特定河川等環境整備事業費	81,900	
	通常砂防事業費	1,367,300	
	火山砂防事業費	266,700	
	地すべり対策事業費	54,000	
	急傾斜地崩壊対策事業費	223,300	
雪崩対策事業費	57,200		
治水ダム建設事業費	100,000		
多目的ダム実施計画調査費	34,100		
単県急傾斜地崩壊対策事業費	12,500		
海岸堤防修築事業費	168,000		
港湾修築事業費	885,000		

5 都 市 計 画 費	鳥取空港整備関連事業費	1,350
	ふるさとづくり事業費	24,000
	米子空港国際線施設整備事業費	59,300
	街 路 事 業 費	663,000
	緊急地方道路整備事業費	114,000
	ふるさとづくり事業費	257,000
	日本電信電話等受託事業費	18,241
	地方特定道路整備事業費	159,000
	広域公園整備事業費	124,300
	総合運動公園整備事業費	2,194,000
	都市公園維持管理費	14,900
6 住 宅 費	鳥取県天神川流域下水道事業特別会計	1,500
	都市改造事業費	25,665
	ふるさとづくり事業費	32,000
	公営住宅建設事業指導監督費	1,300
9 警 察 費	公営住宅建設事業費	1,296,716
	交通安全施設整備費	68,000
10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	
	4 高 等 学 校 費	171,232
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	154,662
	5 年 耕 地 災 害 復 旧 費	

2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5 年 林 道 施 設 災 害 復 旧 費	175,441
	5 年 漁 港 施 設 災 害 復 旧 費	24,962
	5 年 建 設 災 害 復 旧 費	41,000
計		31,540,105

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
障害者福祉センター厚和寮給水設備工事	平成6年度	22,580 千円
障害者福祉センター友愛寮給水設備工事	平成6年度	12,157
白兎はまなす園自家発電設備設置等工事	平成6年度	18,238
皆生小児療育センター一基気暖房分岐管配管工事	平成6年度	19,954
米子駅前西土地区画整理事業に伴う公共施設(一般国道180号)管理者負担金(その2)	平成7年度から平成8年度まで	240,000
河川改良費(その2)	平成6年度	33,000
中/河川改修事業大井手川改良事業用地購入費	平成6年度から平成9年度まで	50,000
市道湖山賀露線道路改良事業に伴う補助金	平成6年度	8,333
住宅建設費(その2)	平成6年度	104,586

変更

補 正 前		補 正 後	
事 項	期 間	事 項	期 間
東中学校公園線沿道土地区画整理事業に伴う公共施設管理者負担金	平成6年度から平成10年度まで	東中学校公園線沿道土地区画整理事業に伴う公共施設管理者負担金	平成6年度から平成10年度まで
千円	565,000	千円	652,000
白虎会館増築資金元利償還補助金	平成6年度から平成30年度まで	白虎会館増築資金元利償還補助金	平成6年度から平成31年度まで
千円	564,585	千円	562,209

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 %	限度額 千円	起債の方法 利率 %
計画調査費	832,000		878,000	
社会福祉総務費	122,000		117,000	
老人福祉施設費	531,000		528,000	
環境保全費	358,000		340,000	
土地改良費	2,521,000		4,535,000	
開墾及び開拓事業費	73,000		112,000	
農地防災事業費	97,000		134,000	
林道費	1,959,000		2,199,000	
治山費	670,000		1,185,000	
漁港建設費	390,000		729,000	

沿岸漁場整備開発費	208,000		325,000	
金融対策費	1,000,000		783,000	
道路維持費	704,000		1,256,000	
道路新設改良費	9,625,000		10,955,000	
橋りょう新設改良費	626,000		691,000	
河川総務費	1,128,000		968,000	
河川改良費	3,712,000		4,037,000	
砂防費	2,457,000		3,560,000	
海岸保全費	89,000		164,000	
港湾管理費	114,000		111,000	
港湾建設費	446,000		856,000	
港湾管理組合費	96,000		217,000	
空港費	505,000		173,000	
街路事業費	2,011,000		2,184,000	
公園費	2,287,000		2,493,000	
土地区画整理費	1,350,000		975,000	
公営住宅建設費	1,319,000		868,000	
警察施設費	231,000		229,000	
交通指導取締費	258,000		227,000	

高等学校施設整備費	1,643,000				1,479,000				
林道施設災害復旧費	79,000				5,000				
治山施設災害復旧費	106,000				91,000				
治山施設等災害関連事業費	165,000				8,000				
漁港施設災害復旧費	84,000				16,000				
建設災害復旧費	959,000				701,000				
港湾災害復旧費	58,000				0				
空港災害復旧費	10,000				0				
直轄道路事業費	1,658,000				4,315,000				
直轄河川事業費	390,000				712,000				
直轄海岸保全事業費	29,000				67,000				
直轄砂防事業費	153,000				185,000				
直轄ダム事業費	37,000				104,000				
直轄港湾事業費	72,000				82,000				
直轄災害復旧費	168,000				146,000				
特定資金公共事業債	205,237				205,236				
造林費	15,000				0				
耕地災害復旧費	7,000				2,000				
計	42,133,237				50,523,236				

平成5年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,742千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,071,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		歳 出		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 999,366	千円 54,554	千円 1,053,920
	1 用品調達事業収入	677,996	67,375	745,371
	3 集中管理事業収入	312,741	△ 12,821	299,920
2 繰越金		11,571	6,188	17,759
	1 繰越金	11,571	6,188	17,759
歳 入	合 計	1,010,937	60,742	1,071,679
1 事業費		千円 991,106	千円 54,554	千円 1,045,660
	1 用品調達事業費	669,935	67,375	737,310
	3 集中管理事業費	312,541	△ 12,821	299,720

2 諸 支 出 金		19,831	6,188	26,019
	1 繰 出 金	19,831	6,188	26,019
歳 出	合 計	1,010,937	60,742	1,071,679

平成5年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,221,331千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		1 証 紙 収 入	千円	千円	千円
			4,035,604	92,019	4,127,623
			4,035,604	92,019	4,127,623
2 繰 越 金		1 繰 越 金	111,572	△ 17,864	93,708
			111,572	△ 17,864	93,708
歳 入	合 計		4,147,176	74,155	4,221,331

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一 般 会 計 繰 出 金		1 一 般 会 計 繰 出 金	千円	千円	千円
			4,057,055	92,019	4,149,074
3 予 備 費		1 予 備 費	90,120	△ 17,864	72,256
			90,120	△ 17,864	72,256
歳 出	合 計		4,147,176	74,155	4,221,331

平成5年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,059千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金			千円	千円	千円
			35,600	△ 2,706	32,894

2 繰 入 金	1 国庫貸付金	35,600	△	2,706	32,894
	1 一般会計繰入金	21,634	△	1,353	20,281
繰 入 合 計		139,336	△	4,059	135,277

歳 出 款	項	補正前の額	補 正 額	計	
					千円
1 母子福祉事業資金貸付金	1 母子福祉事業資金	139,336	△	4,059	135,277
	1 母子福祉事業資金	139,336	△	4,059	135,277
歳 出 合 計		139,336	△	4,059	135,277

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 35,600		%		千円 32,894		%	
計	35,600				32,894			

平成5年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ818,459千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,949,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 款	項	補正前の額	補 正 額	計	
					千円
1 国庫支出金	1 国庫補助金	81,528	△	42,489	39,039
	1 国庫補助金	81,528	△	42,489	39,039
2 繰 入 金	1 一般会計繰入金	542,474	△	86,467	456,007
	1 一般会計繰入金	542,474	△	86,467	456,007
3 繰 越 金	1 繰 越 金	7,883	73,018	80,901	
	1 繰 越 金	7,883	73,018	80,901	
4 諸 収 入	1 県預金利息	445	△	445	0
	2 貸付金元利収入	2,269,583	△	593,326	1,676,257
	3 雑 入	1	△	1	0
5 県 債	1 県 債	865,550	△	168,749	696,801
	1 県 債	865,550	△	168,749	696,801
歳 入 合 計		3,767,464	△	818,459	2,949,005

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 3,767,464	千円 △ 818,459	千円 2,949,005
	1 中小企業近代化資金貸付事業費		△ 818,459	2,949,005
歳 出	合 計	3,767,464	△ 818,459	2,949,005

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	利率
中小企業高度化資金	千円 865,550		%	千円 696,801		%
計	865,550			696,801		

平成5年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,281千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 62,927	千円 △ 62,927	千円 0
	1 国庫貸付金	62,927	△ 62,927	0
2 繰 入 金		42,436	△ 36,064	6,372
	1 一般会計繰入金	42,436	△ 36,064	6,372
3 繰 越 金		34,731	171,461	206,192
	1 繰 越 金	34,731	171,461	206,192
4 諸 収 入		270,879	△ 82,751	188,128
	1 貸付金元利収入	270,876	△ 91,567	179,309
	2 県 預 金 利 子	1	5,982	5,983
	3 雑 収 入	2	2,834	2,836
歳 入	合 計	410,973	△ 10,281	400,692

歳 出		補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金貸付事業費		千円 410,973	千円 △ 10,281	千円 400,692
	1 農業改良資金貸付事業費	410,973	△ 10,281	400,692
歳 出	合 計	410,973	△ 10,281	400,692

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
農業改良資金貸付金	千円 62,927	利率 %	千円 0	利率 %
計	62,927		0	

平成5年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,118千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,402千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		25,550	△ 1,855	23,695
	1 繰越金	25,550	△ 1,855	23,695
3 諸収入		84,450	△ 1,263	83,187
	1 貸付金元利収入	84,448	△ 1,263	83,185
歳入	合計	112,520	△ 3,118	109,402

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 林業改善資金貸付金		112,520	△ 3,118	109,402
	1 林業改善資金費	112,520	△ 3,118	109,402
歳出	合計	112,520	△ 3,118	109,402

平成5年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365,779千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		13,639	2,136	15,775
	1 国庫補助金	13,639	2,136	15,775
2 財産収入		241	1,178	1,419
	1 財産売却収入	187	1,178	1,365
3 繰入金		246,810	△ 8,614	238,196
	1 一般会計繰入金	246,810	△ 8,614	238,196

4 繰越金	繰越金	1,000	211	1,211
	1 繰越金	1,000	211	1,211
5 諸収入	雑収入	44,646	8,532	53,178
	2 雑収入	44,543	8,532	53,075
歳入	合計	362,336	3,443	365,779

1 県営林事業費	職員費	1 職員費	111,072	4,181	115,253
		2 造林事業費	193	△ 16	177
		3 保育事業費	167,462	△ 4,764	162,698
		4 処分事業費	168	371	539
		6 管理事業費	18,283	4,066	22,349
		2 公債費	1 公債費	65,058	△ 395
歳出	合計	362,336	3,443	365,779	

平成5年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,190千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,818千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 使用料及び手数料	1 使用料	補正前の額	242,962	△ 12,592	230,370
		計	242,962	△ 12,592	230,370
2 繰入金	1 一般会計繰入金	補正前の額	92,383	8,854	101,237
		計	92,383	8,854	101,237
3 繰越金	1 繰越金	補正前の額	1	198	199
		計	1	198	199
4 諸収入	1 雑収入	補正前の額	31,662	△ 650	31,012
		計	31,662	△ 650	31,012
歳入	合計	367,008	△ 4,190	362,818	

1 事業費	1 事業費	補正前の額	220,901	△ 4,190	216,711
		計	220,901	△ 4,190	216,711
歳出	合計	367,008	△ 4,190	362,818	

平成5年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	国庫支出金		千円 15,768	△ 10,474	千円 5,294
		1 国庫補助金	15,768	△ 10,474	5,294
2	入金		9,465	△ 5,237	4,228
		1 一般会計繰入金	9,465	△ 5,237	4,228
3	繰越金		1	15,711	15,712
		1 繰越金	1	15,711	15,712
歳入	合計		101,582	0	101,582

平成5年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342,272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ643,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	財産収入		千円 1,387	千円 30,810	千円 32,197
		1 財産売払収入	1,387	30,810	32,197
2	繰越金		300,150	311,462	611,612
		1 繰越金	300,150	311,462	611,612
歳入	合計		301,537	342,272	643,809

歳出

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	漁港臨海土地造成費		千円 1,387	千円 487	千円 900
		1 漁港臨海土地造成費	1,387	△ 487	900
3	繰出金		0	342,759	342,759
		1 一般会計繰出金	0	342,759	342,759
歳出	合計		301,537	342,272	643,809

平成5年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241,886千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1,468,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	520,066	△ 3,430	516,636
	1 負担金	520,066	△ 3,430	516,636
3	国庫支出金	301,700	170,000	471,700
	1 国庫補助金	301,700	170,000	471,700
4	繰入金	297,561	1,803	299,364
	1 一般会計繰入金	297,561	1,803	299,364
6	諸収入	25,969	32,513	58,482
	1 雑入	25,969	32,513	58,482
7	県債	81,000	41,000	122,000
	1 県債	81,000	41,000	122,000
	歳入合計	1,226,499	241,886	1,468,385

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	流域下水道事業費	956,403	241,683	1,198,086
	1 流域下水道建設事業費	518,730	255,100	773,830
	2 流域下水道管理事業費	437,673	△ 13,417	424,256
2	公債費	270,096	203	270,299
	1 公債費	270,096	203	270,299
	歳出合計	1,226,499	241,886	1,468,385

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	流域下水道事業費	流域下水道事業費	255,000
	計		255,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法 利率%	限度額 千円	起債の方法 利率%
天下川流域 下水道事業費	81,000		122,000	
計	81,000		122,000	

平成5年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ467千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
2	財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	187,520	△ 77,025	110,495
			20	4,525	4,545
		2 財 産 売 払 収 入	187,500	△ 81,550	105,950
3	入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	129,422	75,801	205,223
4	繰 越 金	1 繰 越 金	1	757	758
			1	757	758
	歳 入	合 計	336,293	△ 467	335,826
歳 出					
	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	事 業 費	1 事 業 費	336,293	△ 467	335,826
			336,293	△ 467	335,826
	歳 出	合 計	336,293	△ 467	335,826

平成5年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

平成5年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,704千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	国 庫 支 出 金	1 国 庫 委 託 金	20,930	1,451	22,381
			20,930	1,451	22,381
2	財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	22,144	△ 4,258	17,886
			22,144	△ 4,258	17,886
3	繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	210,386	△ 16,939	193,447
			210,386	△ 16,939	193,447
4	諸 収 入	2 雑 入	2,855	42	2,897
			2,855	42	2,897
	歳 入	合 計	256,315	△ 19,704	236,611

歳 出 款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県立学校実習舎水産費		千円	千円	千円
		256,315	△ 19,704	236,611
	1 県立学校実習舎水産費	256,315	△ 19,704	236,611
歳 出 合 計		256,315	△ 19,704	236,611

平成5年度鳥取県管営電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成5年度鳥取県管営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成5年度鳥取県管営電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めたる収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 電気事業収益	2,343,774千円	147,460千円	2,491,234千円
第1項 営業収益	2,211,204千円	147,460千円	2,358,664千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	2,192,938千円	20,448千円	2,213,386千円
第1項 営業費用	1,427,413千円	13,596千円	1,441,009千円
第2項 営業外費用	765,525千円	6,852千円	772,377千円
	支	出	
(資本的支出の補正)			

第3条 予算第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額583,014千円は過年度分損益勘定留保資金579,086千円及び当年度分消費税資本的収支調整額3,928千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	582,124千円	900千円	583,024千円
第1項 建設改良費	154,223千円	900千円	155,123千円

平成5年度鳥取県管営工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成5年度鳥取県管営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成5年度鳥取県管営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額55,338千円は過年度分損益勘定留保資金2,324千円、当年度分損益勘定留保資金15,027千円、当年度分消費税資本的収支調整額10,900千円及び繰越利益剰余金処分額27,087千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	395,510千円	7,300千円	402,810千円
第1項 企業債	293,000千円	5,000千円	298,000千円
第2項 建設助成金	102,500千円	2,300千円	104,800千円
	支	出	
第1款 資本的支出	450,348千円	7,800千円	458,148千円
第1項 建設改良費	403,261千円	7,800千円	411,061千円
	支	出	
(企業債の補正)			

第3条 予算第5条中「293,000千円」を「298,000千円」に改める。

平成5年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成5年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成5年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 埋立事業収益	収	入	
第1項 営業収益	657,914千円	△ 572,722千円	85,192千円
第2項 営業外収益	608,495千円	△ 608,495千円	0千円
第1款 埋立事業費用	支	出	
第1項 営業費用	940,848千円	△ 681,218千円	259,630千円
第1項 営業費用	750,142千円	△ 681,218千円	68,924千円

(資本的収入の補正)

第3条 予算第4条本文かつこ書を削り、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	収	入	
第1項 他会計からの長期借入金	1,200,000千円	480,000千円	1,680,000千円
第1項 他会計からの長期借入金	1,200,000千円	480,000千円	1,680,000千円

(総 則)

第1条 平成5年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成5年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

平成5年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 病院事業収益	収	入	
第1項 病院事業収益	13,281,189千円	△ 15,270千円	13,265,919千円
第2項 医療外収益	1,790,173千円	△ 18,497千円	1,771,676千円
第3項 特別利益	77,140千円	3,227千円	80,367千円
第1款 病院事業費用	支	出	
第1項 医療事業費用	13,059,018千円	74,432千円	13,133,450千円
第1項 医療費用	12,697,330千円	108,310千円	12,805,640千円
第2項 医療外費用	349,610千円	△ 36,869千円	312,741千円
第3項 特別損失	12,078千円	2,991千円	15,069千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	収	入	
第1項 出資	3,364,824千円	△ 185,471千円	3,179,353千円
第1項 出資	985,126千円	△ 111,693千円	873,433千円
第2項 他会計からの借入金	1,635,286千円	△ 149,777千円	1,485,509千円
第3項 企業債	737,000千円	76,000千円	813,000千円
第4項 固定資産売却代金	支	出	
第1項 資本的支出	3,019,346千円	△ 35,694千円	2,983,652千円
第1項 建設改良費	1,298,772千円	△ 35,694千円	1,263,078千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中「737,000千円」を「813,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (たな卸資産購入限度額の補正)	7,026,872千円	21,522千円	7,048,394千円

第6条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額4,086,008千円を4,172,796千円に改める。

鳥取県告示第四百九号

- 平成六年三月定例県議会が三月二十五日議決された
平成六年年度鳥取県一般会計予算
- 平成六年年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県営宮林事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県営宮境港水産施設事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算
- 平成六年年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算
- 平成六年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算
- 平成六年度鳥取県管営電気事業会計予算
- 平成六年度鳥取県管営工業用水道事業会計予算
- 平成六年度鳥取県管立事業会計予算
- 平成六年度鳥取県管病院事業会計予算

は、次のとおりである。

平成六年四月二十八日

鳥取県知事 岡 尾 昌 次

平成6年度鳥取県一般会計予算

平成6年度鳥取県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ398,815,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る

予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額		
1 県 税		46,247,592 <small>千円</small>		
	1 県 民 税	13,390,492		
	2 事 業 税	11,611,626		
	3 不 動 産 取 得 税	2,304,844		
	4 県 た ば こ 税	1,620,674		
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税	440,024		
	6 特 別 地 方 消 費 税	880,048		
	7 自 動 車 税	6,681,128		
	8 敏 区 税	1,257		
	9 狩 猟 者 登 録 税	13,695		
	10 自 動 車 取 得 税	2,263,721		
	11 軽 油 引 取 税	7,029,873		
	12 入 猟 税	9,949		
13 旧 法 に よ る 税	261			
2 地 方 譲 与 税		5,851,547		
	1 消 費 譲 与 税	4,346,741		
	2 地 方 道 路 譲 与 税	1,327,371		
3 地 方 交 付 税	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	168,378		
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	9,057		
	1 地 方 交 付 税	126,920,000		
	2 地 方 交 付 税	126,920,000		
4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	256,714		
	2 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	256,714		
5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 分 担 金	513,036		
	2 負 担 金	4,311,754		
6 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	4,666,343		
	2 手 数 料	1,342,539		
7 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	97,738,713		
	2 国 庫 補 助 金	23,499,944		
	3 委 託 金	73,167,311		
		1,071,458		

8 財 産 収 入	2,674,894	
	1 財 産 運 用 収 入	1,914,880
9 寄 附 金	48,222	
	1 寄 附 金	48,222
10 繰 入 金	10,383,463	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	608,463
	2 基 金 繰 入 金	9,775,000
11 繰 越 金	100,000	
	1 繰 越 金	100,000
12 諸 収 入	54,127,183	
	1 延滞金、加算金及び過料	147,673
	2 県 預 金 利 子	444,468
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	1,793,329
	4 貸 付 金 元 利 収 入	42,430,388
	5 受 託 事 業 収 入	2,436,893
	6 収 益 事 業 収 入	1,588,315
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	44,377
8 雑 収 入	5,241,740	

13 県 債	43,633,000	
	1 県 債	43,633,000
歳 入	合 計	398,815,000

1 議 会 費	項 目	金 額	
		千円	
2 総 務 費	項 目	金 額	
		千円	
3 民 生 費	項 目	金 額	
		千円	
		1 議 会 費	1,071,584
		1 総 務 管 理 費	13,079,578
		2 企 画 費	8,260,775
		3 微 税 費	1,987,316
		4 市 町 村 振 興 費	1,030,317
		5 選 挙 費	205,894
		6 防 災 費	258,969
7 統 計 調 査 費	469,765		
8 人 事 委 員 会 費	124,100		
9 監 査 委 員 会 費	133,254		
1 社 会 福 祉 費		26,386,553	
		16,151,910	

4 衛 生 費	2 児 童 福 祉 費	8,222,674	8 土 木 費	1 商 業 費	29,262,419
	3 生 活 保 護 費	2,005,475		2 工 鉱 業 費	13,397,233
	4 災 害 救 助 費	6,494		3 観 光 費	863,611
		13,480,418		1 土 木 管 理 費	1,999,343
5 勞 働 費	1 公 衆 衛 生 費	3,200,271	2 道 路 橋 りょう 費	43,107,903	
	2 環 境 衛 生 費	2,324,786	3 河 川 海 岸 費	22,298,569	
	3 保 健 所 費	1,726,468	4 港 灣 費	8,135,739	
	4 医 薬 費	6,228,893	5 都 市 計 画 費	11,034,461	
6 農 林 水 産 業 費		2,885,421	6 住 宅 費	5,173,198	
	1 勞 政 費	2,071,873	9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	14,291,473
	2 職 業 訓 練 費	693,709		2 警 察 活 動 費	1,847,004
	119,839	10 教 育 費		1 教 育 總 務 費	4,177,200
	57,592,447		2 小 学 校 費	22,809,505	
1 農 業 費	11,671,705		3 中 学 校 費	12,462,125	
2 畜 産 業 費	2,563,284		4 高 等 学 校 費	18,587,438	
3 農 地 費	23,576,755		5 特 殊 学 校 費	3,951,680	
	13,718,197				
	6,062,506				
7 商 工 費		43,523,263			

11 災 害 復 旧 費	6 社 会 教 育 費	1,824,115
	7 保 健 体 育 費	1,695,470
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		6,145,757
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,108,165
12 公 債 費		4,037,592
	1 公 債 費	44,149,661
13 諸 支 出 金		44,149,661
	1 公 管 企 業 支 出 金	4,484,705
14 予 備 費	2 利 子 割 交 付 金	830,000
	3 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,639,458
	4 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	308,017
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	176,010
	6 利 子 割 精 算 金	1,505,375
	1 子 備 費	25,845
歳 出 合 計		150,000
		398,815,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	自然ふれあい館整備費	2,948,100 千円	6	583,300 千円
				7	1,951,300
				8	413,500

第3表 債務負担行為

新規

事 項	期 間	限 度	額
介護福祉士等修学資金貸付金	平成7年度から平成9年度まで		3,456 千円
看護学生等修学資金貸付金	平成7年度から平成9年度まで		37,848
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	平成6年度から平成18年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額850,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額	995,753
農業近代化資金等利子補給	平成7年度から平成31年度まで		73,696
やる気農業パッケージ資金利子補給	平成7年度から平成26年度まで		
財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	平成6年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本25,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において社団法人全国農地保有合理化協会(以下、「甲」という。)が弁済を受けることができなかつた元金合計額(延滞金及び違約金を含む。)に相当する金額、及び融資元本427,121千円について損失補償契約に定める最終償還期限日において鳥取県信用農業協同組合	

果樹災害対策利子補給補助	平成6年度から平成7年度まで	2,044	連合会が弁済を受けることができなかった元利金合計額(遅延損害金を含む。)に相当する金額、並びに融資元本191,373千円について、甲が償還期限の延長をした日より後の償還期限(甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上げ償還を請求した場合、その変更後の期日とする。)到来後10か月を経過した日において弁済を受けることができなかった元金合計額(延滞金及び違約金を含む。)に相当する金額
水田営農体制整備事業補助	平成6年度から平成7年度まで	106,243	
アランド野菜価格安定対策事業補助	平成6年度から平成7年度まで	62,234	
預託用肥育素牛導入資金利子補給	平成7年度から平成8年度まで	33,600	
県営畑地帯総合土地改良事業赤碓地区高野大橋上部工事	平成7年度	250,000	
広域営農団地農道整備事業奥日野地区大坂トンネル工事	平成7年度	700,000	
乾しいたけ価格安定対策事業補助	平成6年度	32,867	
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	平成6年度から平成7年度まで		融資元本557,990千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかった元金合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額
漁業近代化資金利子補給	平成7年度から平成25年度まで	181,445	
漁業経営維持安定資金利子補給	平成7年度から平成14年度まで	36,135	
漁業経営再建資金利子補給	平成7年度から平成16年度まで	27,380	
漁業経営安定資金利子補給	平成7年度から平成8年度まで	4,445	
資源管理型漁業経営安定資金利子補給	平成7年度から平成13年度まで	9,357	
一般国道53号河原道路用地先行取得事業費	平成13年度まで		一般国道53号「河原道路」の自動車専用道路部分の用地を先行取得するため必要とする資金500,000千円及びこの資金の借入利子相当額の合計額
鳥取県土地開発公社借入金損失補償	平成6年度から平成13年度まで		鳥取県土地開発公社が一般国道53号「河原道路」の自動車専用道路部分の用地を先行取得するために建設者及び財団法人道路開発振興センターから借り入れる500,000千円に対して償還期限までに返済できなかった元金及び利子(遅延損害金を含む。)に相当する金額
一般国道179号道路改良事業用地購入費	平成7年度から平成10年度まで	100,000	
主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良事業用地購入費	平成7年度から平成10年度まで	650,000	
一般国道313号橋りょう整備工事(和田橋)	平成7年度	294,334	
主要地方道倉吉青谷線橋りょう整備工事(原川橋)	平成7年度	130,215	
一般県道本地山倉古線緊急地方道路整備工事(改良)(宮川橋)	平成7年度	40,000	
一般県道鳥取国府線緊急地方道路整備工事(橋りょう整備)(久松橋)	平成7年度	101,215	
鳥取都市計画道路路宮下十六本松線街路事業用地購入費	平成7年度から平成10年度まで	180,000	
鳥取都市計画道路路宮下十六本松線(2工区)外1線街路事業用地購入費	平成7年度から平成10年度まで	180,000	
中小河川改修事業塩見川改良事業用地購入費	平成7年度から平成10年度まで	300,000	
日野川水系朝綱川朝綱治水ダム建設事業用地購入費	平成7年度から平成8年度まで	500,000	
落折地区雪崩対策事業工事費	平成7年度	80,000	
公営住宅建設事業費	平成7年度	719,455	
地域優良分譲住宅購入資金利子補給	平成7年度から平成12年度まで	66,412	

地域優良木造住宅購入資金利子補給	平成7年度から平成12年度まで	31,102
特定優良賃貸住宅供給促進事業利子補給	平成7年度から平成11年度まで	52,838
育英奨学生貸付金	平成7年度から平成13年度まで	125,064
進学奨励資金貸付金	平成7年度から平成8年度まで	175,014

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
計画調査費	1,056,000 千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。
環境保全費	894,000	同	同上	同上
農業総務費	1,193,000	同	同上	同上
土地改良費	2,928,000	同	同上	同上
開墾及び開拓事業費	40,000	同	同上	同上
農地防災事業費	153,000	同	同上	同上
林道費	1,986,000	同	同上	同上

治山費	776,000	同	同上	同上	同上
漁港建設費	843,000	同	同上	同上	同上
沿岸漁場整備開発費	251,000	同	同上	同上	同上
金融対策費	1,000,000	同	同上	同上	同上
土木総務費	363,000	同	同上	同上	同上
道路橋りょう総務費	230,000	同	同上	同上	同上
道路維持費	505,000	同	同上	同上	同上
道路新設改良費	7,848,000	同	同上	同上	同上
橋りょう新設改良費	214,000	同	同上	同上	同上
河川総務費	1,247,000	同	同上	同上	同上
河川改良費	3,694,000	同	同上	同上	同上
砂防費	2,620,000	同	同上	同上	同上
海岸保全費	232,000	同	同上	同上	同上
港湾管理費	497,000	同	同上	同上	同上
港湾建設費	1,028,000	同	同上	同上	同上
境港管理組合費	24,000	同	同上	同上	同上
空港費	1,336,000	同	同上	同上	同上
街路事業費	1,439,000	同	同上	同上	同上
公園費	1,779,000	同	同上	同上	同上

下水道費	32,000	同	上	同	上
土地区画整理費	394,000	同	上	同	上
公営住宅建設費	1,403,000	同	上	同	上
警察施設費	333,000	同	上	同	上
交通指導取締費	223,000	同	上	同	上
高等学校施設整備費	1,337,000	同	上	同	上
林道施設災害復旧費	16,000	同	上	同	上
治山施設災害復旧費	116,000	同	上	同	上
治山施設等災害関連費	165,000	同	上	同	上
漁港施設災害復旧費	115,000	同	上	同	上
建設災害復旧費	1,116,000	同	上	同	上
港湾災害復旧費	58,000	同	上	同	上
空港災害復旧費	10,000	同	上	同	上
直轄道路事業費	954,000	同	上	同	上
直轄河川事業費	679,000	同	上	同	上
直轄海岸保全事業費	73,000	同	上	同	上
直轄砂防事業費	184,000	同	上	同	上
直轄ダム事業費	63,000	同	上	同	上
直轄港湾事業費	209,000	同	上	同	上

直轄災害復旧費	209,000	同	上	同	上
平成6年度県民税等減税補てん償	1,768,000	同	上	同	上
計	43,633,000				

平成6年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,059,058千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	705,980
	2 自動車管理事業収入	17,785
	3 集中管理事業収入	318,525
2 繰越金	繰越金	16,768
歳入	合計	1,059,058

歳 出		項 目	金 額
1 事 業 費	1 用品調達事業費		1,038,203
			千円
			696,915
2 諸 支 出 金	2 自動車管理事業費		22,983
			318,305
2 諸 支 出 金	3 集中管理事業費		20,855
	1 繰 出 金		20,855
	合 計		1,059,058

平成6年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成6年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,157,389千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		4,096,064
	1 証 紙 収 入	千円 4,096,064
2 繰 越 金		61,325

歳 入	1 繰 越 金	金 額
合 計		61,325
		千円
		4,157,389

歳 出		項 目	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金		4,087,712
			千円 4,087,712
2 諸 支 出 金	1 償 還 金		1,000
3 子 備 費	1 子 備 費		68,677
	合 計		4,157,389

平成6年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,571千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 繰 入 金	入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,030 千円
		2 繰 越 金	94,747
		3 諸 収 入	106,794
2 繰 越 金	繰 越 金	1 繰 越 金	94,747
		1 県 預 金 利 子	6,701
		2 貸 付 金 元 利 収 入	99,143
3 諸 収 入	収 入	3 雑 入	950
		合 計	204,571
		歳 入 合 計	204,571

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	204,571 千円
	合 計	204,571

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 等 貸 付 金	平成7年度から平成10年度まで	102,492 千円

平成6年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,668,387千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金	支 出 金	1 国 庫 補 助 金	54,355 千円
		2 繰 入 金	221,122
3 繰 越 金	繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	221,122
		1 繰 越 金	78,526
4 諸 収 入	収 入	1 県 預 金 利 子	389
		2 貸 付 金 元 利 収 入	2,007,984

		3 雑	入	1
5 県	債			306,010
		1 県	債	306,010
	歳 入	合 計		2,668,387

歳 出

	款	項	金 額
1	中小企業近代化資金貸付事業費		千円 2,668,387
		1 中小企業近代化資金貸付事業費	2,668,387
	歳 出	合 計	2,668,387

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金貸付金	千円 306,010	中小企業事業団の定める方法による。	4.1以内 %	中小企業事業団業務方法書に基づく都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。
計	306,010			

平成6年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ461,522千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	款	項	金 額
1	国 庫 支 出 金		千円 102,427
		1 国 庫 貸 付 金	102,427
2	繰 入 金		61,135
		1 一 般 会 計 繰 入 金	61,135
3	繰 越 金		60,000
		1 繰 越 金	60,000
4	諸 収 入		237,960
		1 貸 付 金 元 利 収 入	237,957
		2 県 預 金 利 子	1
		3 雑 入	2
	歳 入	合 計	461,522

歳 出			
款	項	金	額
1 農業改良資金貸付事業費			千円 461,522
	1 農業改良資金貸付事業費		461,522
歳 出	合 計		461,522

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 68,027	政府の定める方法による。	無利子 [%]	農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第20条第2項に定める方法による。
農地保有合理化促進対策資金貸付金	34,400	同 上	同 上	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第34条第2項に定める方法による。
計	102,427			

平成6年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,524千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入			
款	項	金	額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		千円 2,524
		2 繰 越 金	20,504
		3 諸 収 入	89,496
1 繰 越 金	1 繰 越 金		20,504
		1 貸 付 金 元 利 収 入	89,494
		2 県 預 金 利 子	1
3 雑 収 入		1	
歳 入	合 計		112,524

歳 出			
款	項	金	額
1 林業改善資金貸付事業費			千円 112,524
	1 林業改善資金貸付事業費		112,524
歳 出	合 計		112,524

平成6年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ392,557千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫補助金		20,657 千円
			20,657
2 財産収入	1 財産売払収入		8,639
		2 財産運用収入	54
3 繰入金	1 一般会計繰入金		261,602
			261,602
4 繰越金	1 繰越金		1,000
			1,000
5 諸収入	1 受託事業収入		44,659
		2 雑収入	103
			44,556

6 県債		金額
1 県債		56,000
合計		392,557

歳出	款	項	金額
1 県営林事業費	1 職員	1 職員	120,544
		2 造林事業費	9,016
		3 保育事業費	168,364
		4 処分事業費	2,244
		5 公有林野分収造林事業費	100
		6 管理事業費	19,482
2 公債費	1 公債費		72,807
			72,807
合計			392,557

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	56,000 千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、	10以内%	借入年度から35年すえ置き、じ後15年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によ

	事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べることができる。	りすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行う、若しくは借換えすることが出来るものとする。
計	56,000	

平成6年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の県管境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ367,035千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	使用料及び手数料		242,564
		1 使 用 料	242,564
2	繰 入 金		94,062
		1 一 般 会 計 繰 入 金	94,062

歳 入	款	項	金 額
4	諸 収 入		30,408
		1 雑 入	30,408
合 計			367,035

歳 出

歳 出	款	項	金 額
2	公 債 費	1 事 業 費	224,092
		1 公 債 費	142,943
合 計			367,035

平成6年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,559千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額	
歳 入	1 国 庫 支 出 金		18,663 千円	
		1 国 庫 補 助 金	18,663	
	2 繰 入 金		10,889	
		1 一 般 会 計 繰 入 金	10,889	
	3 繰 越 金		1	
		1 繰 越 金	1	
	4 諸 収 入		72,006	
		1 貸 付 金 元 利 収 入	72,004	
		2 県 預 金 利 子	1	
		3 雑 入	1	
歳 入	合 計		101,559	
歳 出	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費		101,559 千円	
		1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	101,559	
	歳 出	合 計		101,559
		歳 出		101,559

平成6年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,582,896千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金		591,648 千円
			591,648
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料		2
			2
3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金		555,500
			555,500
4 繰 入 金			296,155

5	繰越	1	一般会計繰入金	296,155
		1	繰越	1
6	収入	1	雑収入	26,590
7	借債	1	県	113,000
		合	計	1,582,896

1	流域下水道事業費	1	流域下水道建設事業費	858,380
		2	流域下水道管理事業費	466,801
2	公債費	1	公債費	257,715
		合	計	1,582,896

事	項	期	限	度	額
天神川流域下水道事業焼却設備工事		平成7年度			千円 618,000

第2表 債務負担行為

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天神川流域下水道事業費	千円 113,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は総上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	113,000			

平成6年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成6年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ746,179千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額	
			千円	
1 使用料及び手数料		1 使 用 料	19,177	
			千円	
2 財 産 収 入		1 財 産 運 用 収 入	219,020	
			20	
		2 財 産 売 払 収 入	219,000	
3 繰 入 金		1 一 般 会 計 繰 入 金	47,979	
4 繰 越 金		1 繰 越 金	1	
5 諸 収 入		1 雑 入	2	
6 県 債		1 県 債	460,000	
歳 入 合 計			746,179	
歳 出				
款		項	金 額	
1 事 業 費			746,179	千円

第2表 地方債

歳 出	1 事 業 費			
	合 計	746,179		
港 湾 整 備 事 業 費	460,000 千円	起 債 の 方 法 証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	利 率 10%以内	償 還 の 方 法 借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることすることができるものとする。
計	460,000			

平成6年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

平成6年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,071千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額
1	財 産 収 入	1	財 産 売 払 収 入	94,481 千円
			合 計	94,481
2	繰 越 金	1	繰 越 金	10,554
			合 計	10,554
3	諸 収 入	1	雑 入	36
			合 計	36
		合 計		105,071

歳出		款	項	金額
1	県立学校農業実習費	1	県立学校農業実習費	105,071 千円
			合 計	105,071
		合 計		105,071

平成6年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成6年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,558千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に

よる。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額
1	国 庫 支 出 金	1	国 庫 委 託 金	28,160 千円
			合 計	28,160
2	財 産 収 入	1	財 産 売 払 収 入	12,794
			合 計	12,794
3	繰 越 金	1	一 般 会 計 繰 入 金	209,710
			合 計	209,710
4	諸 収 入	1	雑 入	2,894
			合 計	2,894
		合 計		253,558

歳出		款	項	金額
1	県立学校水産実習船実習費	1	県立学校水産実習船実習費	253,558 千円
			合 計	253,558
		合 計		253,558

平成6年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

平成6年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めると

ころによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款	項	項	金 額
1	分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	1,350
		1 一 般 会 計 繰 入 金	1,350
合 計			2,700

歳 出		歳 入	
款	項	項	金 額
1	中海地区新産業都市建設協議会費	1 中海地区新産業都市建設協議会費	2,700
		合 計	2,700

平成6年度鳥取県営電気事業会計予算

（総 則）

第1条 平成6年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 年間販売電力量 | 158,188,000KWh |
| (2) 加地発電所建設事業費 | 584,514千円 |
| (3) 袋川発電所調査費 | 6,212千円 |
| (4) 若桜発電所調査費 | 3,919千円 |
| (5) 河原発電所調査費 | 18,611千円 |
| (6) 賀祥発電所調査費 | 10,446千円 |
| (7) 新規地点調査費 | 445千円 |

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | | |
|------------|-------------|---|
| 第1款 電気事業収益 | 2,392,548千円 | 入 |
| 第1項 営業収益 | 2,275,352千円 | |
| 第2項 営業外収益 | 117,196千円 | |
| 第1款 電気事業費用 | 2,169,989千円 | 出 |
| 第1項 営業費用 | 1,429,278千円 | |
| 第2項 営業外費用 | 740,711千円 | |

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額958,392千円は過年度分損益勘定留保資金955,090千円及び当年度分消費税資本的収支調整額3,302千円で補てんするものとする。）。

- | | | |
|--------------|-----------|---|
| 第1款 資本的収入 | 275,188千円 | 入 |
| 第1項 企業債 | 87,000千円 | |
| 第2項 固定資産売却代金 | 10千円 | |
| 第3項 建設助成金 | 188,168千円 | |
| 第4項 建設収入 | 10千円 | |

支 出		出	
第1款 資本的支出	1,233,580千円		
第1項 建設改良費	698,499千円		
第2項 企業債償還金	535,081千円		
(継続費)			
第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。			
款 項	事業名	総 額	年 度 年割額
1 資本的支出	1 建設仮勘定	加地発電所 建設事業	1,408,094千円
			6年度 584,514千円
			7年度 823,580千円
(企業債)			
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率
電気事業費に充当	87,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%
			償還の方法
			借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。
(一時借入金)			
第7条 一時借入金の限度額は、455,000千円と定める。			
(予定支出の各項の経費の金額の流用)			
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。			

める。	
(1) 営業費用と営業外費用との間	
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。	
(1) 職員給与費	620,197千円
(2) 交 際 費	600千円
(利益剰余金の処分)	
第10条 繰越利益剰余金のうち70,000千円は、次のとおり処分するものと定める。	
(1) 減債積立金	70,000千円
(たな卸資産購入限度額)	
第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。	
平成6年度鳥取県営工業用水道事業会計予算	
(総 則)	
第1条 平成6年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。	
(業務の予定量)	
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。	
(1) 年間給水量	21,400,000立方メートル
(収益的収入及び支出)	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	入
第1款 工業用水道事業収益	368,472千円
第1項 営業収益	347,129千円
第2項 営業外収益	21,343千円

支 出	金額
第1款 工業用水道事業費	274,163千円
第1項 営業費用	248,499千円
第2項 営業外費用	25,664千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額55,015千円は過年度分損益勘定留保資金5,798千円及び当年度分消費税資本的収支調整額49,217千円で補てんするものとする。)

収 入	金額
第1款 資本的収入	2,904,710千円
第1項 企業債	2,009,000千円
第2項 建設助成金	895,700千円
第3項 建設収入	10千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,959,725千円
第1項 建設改良費	2,914,534千円
第2項 企業債償還金	25,191千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	20,000千円

(企業債)
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工事用水道事業費に充当	2,009,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合に	10以内%	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限

	より起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えをすることができるとする。
--	-----------------------------------	--

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,799,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 139,311千円
- (利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち25,191千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 25,191千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成6年度鳥取県営理立事業会計予算

(総額)

第1条 平成6年度鳥取県営理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 1.8ヘクタール
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

<p>収 入</p>	<p>第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。</p>
<p>第1款 埋立事業収益</p>	<p>平成6年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。</p>
<p>第1項 営業収益</p>	<p>(総 則)</p>
<p>第2項 営業外収益</p>	<p>第1条 平成6年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。</p>
<p>支 出</p>	<p>(業務の予定量)</p>
<p>第1款 埋立事業費用</p>	<p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p>
<p>第1項 営業費用</p>	<p>(1) 病 床 数</p>
<p>第2項 営業外費用</p>	<p>(2) 年 間 入 院 患 者 数</p>
<p>(資本的収入及び支出)</p>	<p>(3) 年 間 外 来 患 者 数</p>
<p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額336,200千円は過年度分損益勘定留保資金331,045千円及び当年度分消費税資本的収支調整額5,155千円で補てんするものとする。)</p>	<p>(4) 一 日 平 均 入 院 患 者 数</p>
<p>第1款 資本的収入</p>	<p>(5) 一 日 平 均 外 来 患 者 数</p>
<p>第1項 他会計からの長期借入金</p>	<p>(6) 主 要 な 建 設 改 良 事 業</p>
<p>支 出</p>	<p>(収益的収入及び支出)</p>
<p>第1款 資本的支出</p>	<p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p>
<p>第1項 建設改良費</p>	<p>収 入</p>
<p>第2項 企業償還金</p>	<p>第1款 病院事業収益</p>
<p>(一時借入金)</p>	<p>第1項 医 業 収 益</p>
<p>第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。</p>	<p>第2項 医 業 外 収 益</p>
<p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p>	<p>第3項 特 別 利 益</p>
<p>第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。</p>	<p>支 出</p>
<p>(1) 職員給与費</p>	<p>第1款 病院事業費用</p>
<p>(たな卸資産の購入限度額)</p>	<p>第1項 医 業 費 用</p>
	<p>第2項 医 業 外 費 用</p>
	<p>第3項 特 別 損 失</p>
	<p>(資本的収入及び支出)</p>
	<p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p>

収 入	
第1款 資本的収入	3,057,639千円
第1項 出 資 金	860,611千円
第2項 他会計からの借入金	1,509,142千円
第3項 企 業 債	686,000千円
第4項 補 助 金	1,886千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,037,241千円
第1項 建設改良費	1,071,343千円
第2項 企業債償還金	542,569千円
第3項 他会計からの借入金償還金	1,423,329千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	686,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)
第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,194,070千円
 - (2) 交 際 費 300千円
- (他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | 補 助 の 目 的 | 金額 |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 | 409,804千円 |
| (2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 | 48,199千円 |
- (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,196,942千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	循環器系X線診断装置	一 式
医療機器備品	MRI (磁気共鳴断層診断) 装置	一 式